

広島県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字赤屋字岩神三〇九番一地从 から 世羅郡世羅町大字赤屋字広田五四八番一地从 まで	新	旧	一五・八〇 八四・〇〇	三四〇・〇〇	拡幅
	旧	新	四・九〇 一〇・六〇	一一五・〇〇	
世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六三番一地从 から 世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六三番一地从 まで	新	旧	二八・四〇 三九・八〇	一〇四・〇〇	ダブルウェイ
	旧	新	四・九〇 一三・八〇	三九・〇〇	
世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六三番一地从 から 世羅郡世羅町大字赤屋字広田五六三番一地从 まで	新	旧	二九・八〇 三七・六〇	三九・〇〇	拡幅
	旧	新	四・九〇 一三・八〇	三九・〇〇	